

警察署協議会議事録

協議会名	令和5年第2回宮城県加美警察署協議会
開催日時	令和5年6月29日(木) 午後2時30分から 午後4時10分まで
開催場所	宮城県加美警察署会議室
出席者等	<p>1 協議会委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～ 高橋庸介会長、早坂祥悦副会長、竹中要子委員、門真めぐみ委員 ・ 欠席委員～ 佐々木奈緒美委員 <p>2 警察署側 署長、次長兼警備課長、会計課長、警務課長、地域課長兼生活安全課長、刑事課長、交通課長、生活安全課課長代理、警備課課長代理</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

別紙

1 定足数確認

【警務課長】

本日は、協議会委員5名中4名に出席をいただき、過半数の出席を満たしておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。

2 報告

【署長】

令和5年1月から令和5年5月末現在における、管内の治安情勢については、次のとおりとなっています。

○ 刑法犯認知件数

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 刑法犯 認知件数 | 38件(前年同期比+11件) |
| 検挙件数 | 16件(前年同期比+2件) |
| 検挙率 | 42.1%(前年同期比-9.8P) |
| (2) 重要窃盗犯 認知件数 | 7件(前年同期比+6件) |
| 検挙件数 | 3件(前年同期比+3件) |
| 検挙率 | 42.8%(前年同期比+42.8P) |

(3) 発生状況

ア 期間中の全刑法犯認知件数の約74%が窃盗犯(28件)であり、そのうち重要窃盗犯は7件であった。

イ 重要窃盗犯の3件の検挙については、別件で逮捕勾留された被疑者の犯行であることの自供を得て検挙している。

ウ その他検挙は、詐欺2件、住居侵入2件、器物損壊5件、暴行1件などである。

エ 本年5月の大型連休中、管内の太陽光発電所において、銅線ケーブルを大量に盗まれる窃盗事件が2件で、時価合計1,500万円相当の被害が発生しており、当署管内のみならず、県下全域の太陽光発電所で同様の被害が多発している。

オ 大がかりな犯行で、県外でも発生しており、警察本部・他県警察と連携して鋭意捜査中の事案となる。

カ 管内の3軒のドラッグストアにおいて、高額な健康補助商品などが大量に盗まれるという事案も発生しており、これも同様に県内のドラッグストアにおいて被害が発生しているため、警察本部等と連携して捜査中である。

(4) 管内犯罪の特徴

ア 会社の同僚宅のアパートに侵入するとか、隣人の物を壊す器物損壊事件、家族間、友人間の窃盗被害など、罪種に関係なく顔見知りの間柄による犯罪が多い。

イ 太陽光発電所における窃盗、大量万引きなど、広域に犯行を繰り返す犯人による被害が連続発生している。

○ 非行少年等の検挙補導総数

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 非行少年等の検挙・補導総数 | 4名(前年同期比+3名) |
| (2) 犯罪少年 | 2名(前年同期比+2名) |
| (3) 不良行為少年 | 2名(前年同期比+1名) |
| (4) 特徴 | |

- ア 継続して対応しなければならないというような非行事案の発生はない。
- イ 検挙・補導について、犯罪少年の2件は、高知県内の少年がSNSを利用して犯罪（強要罪）を犯した事案と管内の高校生が財布を盗んだという窃盗事案である。
- ウ 不良行為については、喫煙と無断外泊の1件ずつである。
- エ 当署管内において、5月末まで特殊詐欺の発生はなかったものの、6月28日に、2件の被害と1件の未遂事案が確認されている。
- オ 被害の内容は、役場職員を名乗る男から自宅に電話があり、金融機関のATMまで誘導して、指定の電話番号に電話させて、指示通りにATMを操作させて、口座に現金を振り込みさせるという手口である。
- カ この事案を受けて、加美・色麻両町に広報を依頼したほか、交番・駐在所便りによる広報、セキュリティメールの発出、金融機関に対しての広報啓発依頼と未然防止対策について依頼し、被害防止対策を実施している。
- キ 当署管内では現在のところ発生はしていないが、全国的にはSNS等を通じて「高収入」「簡単な仕事」「気軽に始められる」などと見る人の関心を引くような言葉を並べて募集する「闇バイト」も問題になっており、こういった現状を踏まえて、管内のほとんどの学校において、非行防止教室等で、犯罪に加担させないための広報啓発活動を行っている。

○ 交通事故発生状況

(1) 件数

総件数 239件（前年同期比－23件）

死亡事故 0件（前年同期比±0件）

人身事故 14件（前年同期比±0件）

(2) 多発時間帯

7:00～9:00 50件（約20.9%）

17:00～19:00 40件（約16.7%）

10:00～12:00 38件（約15.9%）

(3) 多発路線

町道 90件（約37.7%）

駐車場等 74件（約31.0%）

国道347・457号 45件（約18.8%）

(4) 多発事故形態

単独工作物等接触等 56件（約23.4%）

追突事故 35件（約14.6%）

駐車車両衝突 32件（約13.4%）

交差点出会い頭 30件（約12.6%）

(5) 町別発生状況

加美町 人身事故 10件【前年比 ±0件】
負傷者11人（－3人）

物損事故 176件【前年比 －4件】

色麻町 人身事故 4件【前年比 ±0件】
負傷者 8人（＋4人）

物損事故 49件【前年比 －19件】

(6) 飲酒運転事故の発生状況
5件（うち、物損事故4件）

(7) 特徴

ア 死亡事故については、今から2年前である令和3年7月1日に鍋越峠においてダンプとワゴン車が正面衝突して、山形の高齢男性が亡くなる交通死亡事故が発生して以来、管内の交通死亡事故の発生はなし。

イ 交通事故の発生状況については年々減少傾向にある。

ウ 発生時間帯については、通勤・通学時間帯の午前7時から9時までの間、帰宅時間帯の午後5時から7時までの間に発生が多いという特徴がある。

エ 大型ショッピングセンターの駐車場での発生や、主要な交差点での発生が多いという状況になるため、引き続き交通事故防止の広報啓発や取締りを実施していきたい。

○ 相談・苦情受理状況

(1) 相談受理状況

相談受理総件数	279件（前年同期比+39件）
家庭・職場・近隣問題	62件（前年同期比-12件）
特殊詐欺	18件（前年同期比+16件）
迷惑行為	73件（前年同期比+13件）
ストーカー・DV	8件（前年同期比+2件）
その他	118件（前年同期比+20件）

(2) 特徴

ア 相談の区分別では、迷惑行為が73件で最も多く、続いて、家庭・職場・近隣問題、特殊詐欺の順となっている。

イ 迷惑行為に関する相談については、「貴金属・着物等の買取り業者訪問」「不審電話・不審者」「ごみの不法投棄」が多くを占めている。

ウ 特殊詐欺に関する相談として、「スマートフォンのメールなどにより、大手通販会社・大手通信会社などから未納料金を請求される架空料金請求詐欺」「役場職員をかたる者からキャッシュカードを確認させてほしいと要求する預貯金詐欺」などの未遂事案の相談となる。

エ その他の相談については、「注文していない荷物が届いたり、注文した商品が届かないといった事案」「クレジットカードが何者かに使用されてしまったという事案」「厚生労働省、日本年金機構、電話事業者をかたるフィッシングメール」「動画投稿サイト広告の副業ビジネスに関する詐欺まがいのトラブル」などに関する相談が寄せられている。

(3) 苦情受理状況

受理件数 0件（前年同期比±0件）

【議長】

ただいま報告をいただきました報告内容について、委員の皆さま何か質問があればお願いします。

それでは次に、特殊詐欺被害の現状と特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金制度について説明をお願いします。

【生活安全課課長代理】

特殊詐欺被害の現状と特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金制度について説明します。

令和5年5月末現在における特殊詐欺被害の現状と特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金制度については、次のとおりです。

○ 特殊詐欺被害の現状

(1) 県内における被害状況

ア 被害件数

135件（前年同期比＋9件）

イ 被害金額

約2億8,472万円（前年同期比＋9,616万円）

(2) 主な手口

ア オレオレ詐欺

13件（前年同期比－1件）

約5,837万円（前年同期比約＋1,947万円）

イ 預貯金詐欺

12件（前年同期比±0件）

約4,577万円（前年同期比約＋2,631万円）

ウ 架空料金請求詐欺

64件（前年同期比＋26件）

約8,253万円（前年同期比＋2,023万円）

エ 還付金詐欺

14件（前年同期比－8件）

約1,668万円（前年同期比約－1,665万円）

オ キャッシュカード詐欺盗

21件（前年同期比－18件）

約3,196万円（前年同期比約－8,136万円）

(3) 当署管内における被害状況

令和5年6月15日現在で0件だったが、署長から説明があったとおり、6月28日に特殊詐欺被害が発生している。

○ 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金制度

(1) 特殊詐欺電話撃退装置

特殊詐欺電話撃退装置とは、着信音が鳴る前に電話の相手に「通話内容を録音します」などの警告メッセージを流す機能と、通話内容を自動で録音する機能を有する固定電話機、または、固定電話機に外部接続できる機器のことである。

(2) 県内における「特殊詐欺電話撃退装置」聞き取り調査結果

（調査期間令和4年4月から令和5年5月、調査件数382件）

ア 効果の有無

あった 340件（89.0%）

分からない 38件（9.9%）

なかった 4件（1.0%）

イ 設置後の不審電話の有無

- | | | |
|---------|------|---------|
| 減った | 333件 | (87.2%) |
| 分からなかった | 35件 | (9.2%) |
| 変わらない | 11件 | (2.9%) |
| 未回答 | 2件 | (0.5%) |
| 増えた | 1件 | (0.3%) |
- ウ 設置後の感想（良い点） 681件 ※複数回答
- | | | |
|----------|------|---------|
| 不審電話が減った | 306件 | (44.9%) |
| 安心感を得られた | 274件 | (40.2%) |
| 親族が安心する | 97件 | (14.2%) |
| その他 | 4件 | (0.6%) |
- エ 設置後の感想（悪い点） 97件 ※複数回答
- | | | |
|-----------------|-----|---------|
| 警告メッセージに相手が驚いた | 49件 | (50.5%) |
| 電話がつながるまで時間がかかる | 17件 | (17.5%) |
| 電話機能等に支障 | 14件 | (14.4%) |
| その他 | 9件 | (9.3%) |
| 録音に抵抗感があった | 6件 | (6.2%) |
| 業務に支障が出た | 2件 | (2.1%) |
- (3) 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金制度とは
- ア 宮城県警では、特殊詐欺被害防止のために特殊詐欺電話撃退装置等を購入した方に購入費の一部を補助するというので、購入費の2分の1、上限は7,000円を補助している。
- イ 補助対象となるのは、「宮城県内に住所があり、かつ、居住している方」「令和5年度内において満65歳以上の方」「令和5年4月1日以降に購入した撃退装置等である」など要件がある。
- ウ この制度は令和5年6月1日から運用を開始しており、本日である6月29日現在で460件の申請を受理している。
- エ 予算では600台を見込んでいたため、残り140件分となっている。
- オ 管内では、460件のうち、色麻町居住の方からの申請が1件、加美町居住の方からの申請が3件となっている。
- カ 仙台市青葉区が54件、泉区が56件、太白区が52件と、仙台市内の申請が多くなっている。

【議長】

特殊詐欺の現状と特殊詐欺電話撃退装置等購入補助金制度について、委員の皆さま御質問等がありますでしょうか。

日常で電話させていただく機会が多いのですが、このところ設置されている方が多くなったような感じがします。

特に、日中自宅にいらっしゃるのは年配の方々に、電話すると「この電話は」などというガイダンスから始まって、中には、登録以外の携帯電話は受け付けないという仕組みの物もあって、改めて固定電話から架け直すということが2、3度ありました。

肌感覚としては、以前より普及はしているのではないかと私自身は感じています。皆さんいかがでしょうか。

【竹中委員】

私もトリマーという仕事をしており、仕事柄、電話をすることが多いのですが、高齢の方のお宅だと、携帯電話から電話を架けると出てくれないので、固定電話から電話を架けることを心掛けています。

【門真委員】

私も仕事柄お客様に電話をすることが多くて、日中に架けるので高齢の方が多いのですが、大抵の場合、音声が流れるので、録音されるのであれば気を付けてしゃべらなければと思ったりもします。

色麻では1件、加美では3件の申請ということで、既に利用されている人が多く、これからという人は少ないのかなという感想を持ちました。

【早坂委員】

広報加美を拝見していますが、ここ2回ほど、広報誌の裏面は警察官の募集についての広報だったが、特殊詐欺撃退電話装置の購入方法とかを入れてもらえたらよりよいのかなと思います。

【議長】

今、広報関係についてのお話がありましたが、その点についてはどうですか。

【生活安全課課長代理】

警察本部のホームページで、手続きに関する広報をしているところではありました。

防犯教室等での固定電話対策や、警察署からの装置貸出しも5台ではありますが行っており、冊子広報なども実施しています。

今後も引き続き、皆さまの目に付くような広報活動を実施していきます。

【議長】

加美郡は高齢化率がものすごく高い地域ですので、そういった点から見ても、ターゲットになりやすい地域でもあるのかなと思いますので、今後も引き続き周知広報に努めていただければと思います。

では続きまして、速度取締り指針についてお願いします。

【交通課長】

令和5年度下半期速度取締り指針について、交通事故の特徴を踏まえ、重点の区域・時間・路線に変更がございましたので、協議会委員の皆様の御意見を頂戴したく、協議事項としてあげさせていただきました。

速度管理指針につきましては、4月から9月までの上半期、10月から3月までの下半期の年2回に分けて作成することとなっています。

速度取締りを行う上での基本方針となり、同指針を踏まえた速度取締りを実施しているところでもあります。

前回の警察署協議会において、小野田地区にある町道小瀬北の口線にて速度超過に起因する重傷事故が発生したことを受け、同路線を中心の指針に修正したところでもあります。

しかし、対象とした路線以外にも速度超過が遠因となる交通事故が散見されたり、そ

の他の速度取締りの要望であったり、対象路線で交通事故の発生が少ないことなどから見直しを検討させていただいております。

今後、交通事故分析に基づき効果的な取締りを行うためには、単年の交通事故だけでなく、幅広い年度の交通事故発生状況を分析し、交通事故が起こりやすい時間帯や場所における取締りを実施する必要があります。

そのため、今回は平成30年から令和4年までの過去5年を対象に、10月から3月までの下半期における交通事故の発生状況を分析し、再検討した結果、多発する時間、場所、路線が現行のものと異なりましたので、その点を修正させていただきたいと思っております。

まず、加美警察署管内上半期における交通事故発生状況については、コロナ禍による大規模な行動制限が本格的に始まった令和3年度から急激に減少傾向が見られますが、重傷者数は横ばいなし、負傷者に占める割合が高い傾向があり、今後も交通死亡事故など重大事故の発生が懸念されます。

発生時間帯については、朝方は午前7時を中心に、午前9時台まで事故が多い傾向にあります。

お昼時間は、午後1時台が多いものの、12時台の発生が比較的少ない傾向にあります。

夕方は、午後5時をピークに午後3時頃から増加傾向が見られます。

発生路線については、総延長距離が最も長い町道における発生が多い傾向にありますが、次いで、管内を横断する国道347号での発生が多く特に中新田や小野田での発生が多い傾向にあります。

さらに、管内を縦断する国道457号においても、中新田や王城寺原駐在所周辺における発生が多い傾向にあります。

発生原因、事故に至った原因としましては、同乗者との会話に夢中になったり、考えごとなどにより、前方をよく見ていないことによる交通事故が最も多く、次いで前方、左右、後方の安全を確認しないまま、交差点を右左折したり、発進したため事故を起こす安全不確認が多い傾向にあります。

特に、前方不注意においては、意図せずアクセルを踏みすぎて速度超過をする傾向もみられますので、注意が必要となります。

事故類型等について説明します。

事故は、交差点での発生が多い一方、直線道路での追突や施設から直線道路に流入時の事故等直線道路においても発生が多い傾向があります。

また、県内の事故類型別の発生状況と比較しますと、追突事故の割合は低いものの、最も多い事故形態となっています。

出合い頭や正面衝突を比較すると、反対に県内平均よりも発生割合が高い傾向にあります。

主要幹線道路における人身事故の発生状況については、国道347号及び国道457号が交差する署所在地交番での発生が最も多く、次いで国道347号が管内を横断する小野田駐在所、国道457号が管内を縦断する王城寺原駐在所の順に多く発生しています。

なお、最も発生の多い署所在地交番につきましては、国道347号における事故が最も多くなっております。

以上を踏まえまして、速度取締り指針につきましては、次のとおりに見直しとします。

○ 速度取締り指針の見直し

(1) 区域

上記交番・駐在所別の事故発生状況を踏まえ、多発区域での対策が必要であるため、「中新田地区、小野田地区、王城寺原地区」に変更する。

(2) 時間

早朝及び帰宅時間帯の事故が多く、上記3区域のいずれにおいても、多発傾向にあるため、時間を「7:00～10:00、15:00～18:00」に変更する。

(3) 路線

上記区域における事故多発路線を指定するとともに、同路線の抜け道として、高速度で生活道路等に流入する車両が見受けられることから、その周辺道路への対策が必要となるため、路線を

中新田・王城寺原	国道457号及び周辺道路
小野田	国道347号及び周辺道路

に変更する。

(4) 住民要望

住民からは、国道やその接続道路における「速度違反」等の無謀運転の取締りと、通学路周辺における「速度違反」「信号無視」「一時不停止」「横断歩行者妨害違反」等の取締り要望がある。

以上の検証を踏まえ、引き続きこれまでの指針に加えて重傷交通事故が発生した路線における速度違反取締りを実施するとともに、住民から要望のある信号無視や一時不停止等交差点関連違反の取締り及び主要交差点におけるレッド警戒・レッド駐留等により、運転者に緊張感を与えるための対策が必要である。

【議長】

御報告ありがとうございました。

それでは、速度取締り指針について、委員のみなさまは何か御意見御質問はございませんでしょうか。

速度取締りのみならず、常々、署員の方が立って注意をされている場所だとかは、意外と住民の皆さんは刷り込みがなされていて、それだけでも注意喚起というか、取締りという形になっていると思います。

私を感じるのは、児童館とか図書館周辺とかヨークベニマルさん一帯とかで、捕まっている方を耳にはするのですが、あの付近はお子さんが通われる場所ということで、下校時とかに、横断歩道付近の物陰に立たれて監視をされているというのもよく見掛けたりします。

そういったことで、ヨークベニマルに買い物に行く方は、あの周辺は気を付けて一時停止をしなければだめだよというのが、住民の間に刷り込みがなされていると思います。

そういったことが日常になっていると、事故とかの予防にもつながっているのかなと思っています。

委員のみなさまはいかがでしょう。

【竹中委員】

私もヨークベニマルを使うので、いつも立っているのもよく拝見しているのですが、1点だけ、朝の7時の時間帯に、ヨークベニマルのところから、うちの近くの道路に保

育所があるのですが、みなさん忙しいのか、ものすごいスピードを出して狭い道を走って行く車が多くあります。

近所には高齢者の人が多く、ごみ出しの日とかは怖いなと思うことがあります。

保育所に言ったほうがいいのかと思ったこともありますが、あとはお迎えの時間もなので、もし可能であれば見ていただければと思います。

【早坂委員】

事故発生件数のところで、色麻町は結構件数が多いなと感じました。

【議長】

抜け道ってことなんですかね。

王城寺原駐在所近辺というのは。

【交通課長】

王城寺原につきましては、主要幹線道路付近での追突事故や、脇道に入ってから速度超過で、出会い頭の衝突が多くなっています。

今月も、王城寺原の北側の信号交差点を西進した先の十字路交差点で大きな事故がございました。

お互い速度を出し過ぎていた傾向があります。

今後対策をしていく必要がありますので、今回、王城寺原も重点取締り区間に指定した経緯でもあります。

【早坂委員】

色麻町に防犯カメラを設置するように以前から言っているのだが、分かりましたとは言うものの、まだ設置はされていません。

再度、言っておきます。

【議長】

以前から、防犯カメラの検討を町などにはお話ししていたところではありますね。

交通事故等の関連で、自転車のヘルメット着用の現状はどのようになっているのでしょうか。

【交通課長】

自転車のヘルメットの着用については、今年4月1日から、道路交通法では着用が努力義務ということで、処罰規定がありません。

しかし、町の学校だつたりに対しては、着用を徹底させなければいけないということで、中新田中学校は今年からヘルメット着用を校則で義務化しております。

また、高校生の自転車事故も県内で非常に多いということで、中新田高校にもヘルメット着用を校則で義務化することを呼びかけております。

検討中ではありますが、校則での着用を義務化していきたいということでお話はいただいております。

我々警察としても、子どもたちの命を守るという観点から、学校としての義務化の働きかけを進めていきたいと考えております。

【門真委員】

自転車のヘルメットに関してですが、努力義務ではあるのですが、宮崎のお年寄りの方たちは、ヘルメットを被らないと捕まってしまうんだという良い方での誤解をされていて、皆さんヘルメットを被っているなという印象です。

【議長】

最後に選挙について確認させていただければと思います。

【署長】

警察署協議会委員の皆さまは、みなし公務員という立場にありまして、選挙においてその地位を利用した選挙運動は制限されています。

【議長】

ある協議会委員が、署名運動かなにかの共同代表ということで名前が載り、警察に通報があって、警察に確認されたという経緯があるという話を聞きました。

名前が出ること自体がダメなのですかね。

【署長】

公職選挙法により、選挙運動等の制限を受けますので、県民から誤解される可能性があるかもしれません。

【議長】

気を付けるようにします。

【門真委員】

町長選の候補者の方のお話を聞く会や語り合う会などに、個人的に参加をするのは問題はないですか。

【署長】

どのような政策なのか分からずに投票するという事になってしまいますので、選挙権をお持ちの皆さまが選択をするために参加することには問題ありません。

3 閉会

【警務課長】

次回、第3回加美警察署協議会は10月頃の開催を予定しております。

以上をもちまして、令和5年第2回加美警察署協議会を終了いたします。